

有価証券届出書(組込方式)

有価証券届出書の作成にかかる負担の軽減



有価証券届出書の記載事項のうち「企業情報」の記載に代えて、継続開示を行っている会社の「直近の有価証券報告書」等を有価証券届出書に組み込む方式。



利用適格要件

1年間継続して有価証券報告書を提出している者(法5③、開示府令9の3①)【5頁参照】



以下の書類(これらを「組込書類」という。)の写しを有価証券届出書に綴じ込み、かつ当該有価証券報告書の提出後に生じた事実を追加して記載する(法5③、開示府令9の3)。

- (1) 直近の有価証券報告書及びその添付書類
- (2) (1)の提出後の半期報告書
- (3) (1)及び(2)の訂正報告書

有価証券届出書の効力発生日

有価証券の募集又は売出しに関する届出は、原則として、内閣総理大臣が有価証券届出書を受理した日から15日を経過した日に、その効力を生ずる(法8①)。この15日間を通常、「待機期間」といい、発行会社、証券会社等が有価証券の内容や発行会社の事業内容・財務内容を周知させる周知期間であるとともに、投資者が当該有価証券を購入するかどうかを事前に熟慮するいわゆる熟慮期間としての性格も有している。

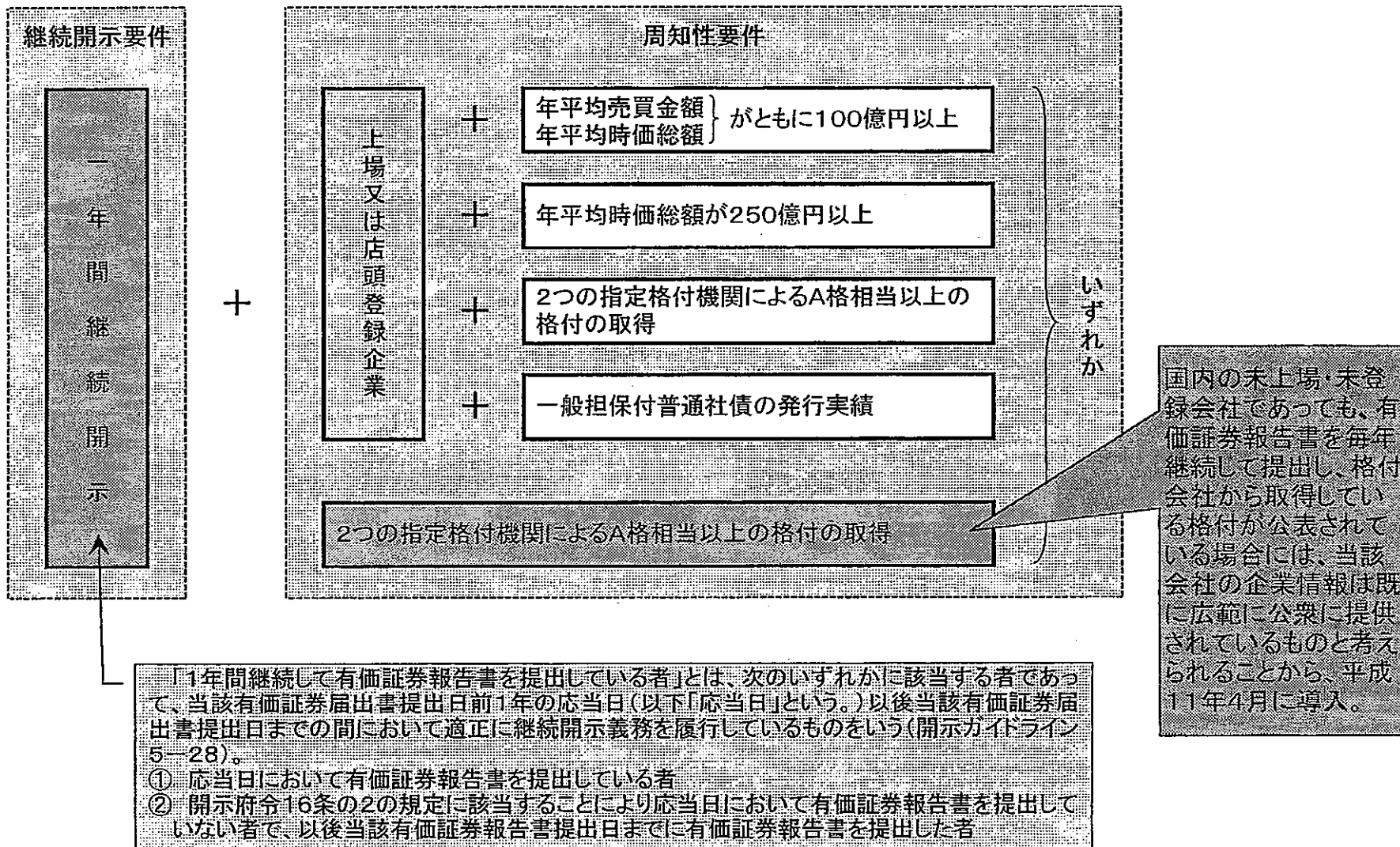
有価証券届出書が提出された後、当該届出書は公衆縦覧に供されるほか、発行会社、証券会社等は、目論見書を投資者に交付して投資勧誘ができるので、投資者は当該熟慮期間中、公衆縦覧に供された有価証券届出書及び交付された目論見書によって投資判断を行うことが可能となる。



待機期間は原則として15日間であるが、内閣総理大臣は届出書類の内容が公衆に容易に理解されると認められる場合又は当該届出書類の届出者に係る証券取引法5条1項2号に掲げる事項に関する情報(いわゆる企業情報)が既に公衆に広範に提供されていると認められる場合には、15日に満たない期間で効力が発生するよう取り扱うことができることとされている(法8③)。

当該届出書が証券取引法5条4項各号に掲げるすべての要件(参照方式の利用適格要件)を満たす者である場合には、証券取引法8条3項を適用して当初届出書を提出した日からおおむね7日間で効力が発生するよう取り扱うことができることとされている。ただし、当該届出者が「待機期間の特例」の取り扱いについて申出を行わなかった場合又は当該「待機期間の特例」が適当でないと認められる場合には適用されない(開示ガイドライン8-1)。

発行登録制度の利用適格要件(「継続開示要件」及び「周知性要件」)



訂正発行登録書の提出に伴う効力停止

発行登録の効力発生後に訂正発行登録書が提出された場合には、投資者の当該情報の熟慮期間を確保するため、内閣総理大臣は当該訂正発行登録書が提出された日から15日を超えない範囲内において内閣総理大臣が指定する期間、当該発行登録の効力停止を命じることができる(法23の5②)。



発行登録の効力停止期間中は発行登録追補書類の提出ができず、募集及び売出しにより有価証券を取得させ、又は売り付けることはできない。

○ 発行登録の効力停止期間は、以下のように取り扱われている。ただし、当該取扱いが適当でないと認められる場合には、この限りでない(開示ガイドライン23の5-3)。

① 発行登録書の参照書類と同種の書類が新たに提出された場合には、次の各事由に応じ、それぞれに定める期間を経過する日までとする。

イ 新たに有価証券報告書が提出されたとき…提出日を含めておおむね4日

ロ 新たに半期報告書が提出されたとき…提出日を含めておおむね3日

ハ 新たに臨時報告書が提出されたとき…提出日を含めておおむね2日

ニ 新たに訂正報告書が提出されたとき…提出日を含めておおむね2日

② 発行を予定している有価証券に係る仮条件を記載した訂正発行登録書が提出された場合の効力停止期間は、提出日を含めて1日とする。

③ 社債発行に係る関係者との契約により、一定の包括的な発行条件に基づき社債を反復継続して発行することをあらかじめ決定し、当該発行条件を訂正発行登録書において開示する場合の効力停止期間は、提出日を含めて1日とする。

④ 上記①、②又は③以外の場合で、訂正発行登録書が提出された場合の効力停止期間は、提出日を含めておおむね2日を経過する日までとする。

(注) 発行登録追補書類提出日以後申込みが確定するときまでに訂正発行登録書が提出された場合には、届出の効力が発生した日以後訂正届出書が提出された場合とのバランスを考慮して、効力の停止を行わないこととして取り扱われている。

有価証券報告書の提出義務の消滅と中断

- 有価証券報告書の提出義務者が次の(1)及び(2)に該当したときは、有価証券報告書の提出を要しない(提出義務の消滅・中断)こととなる。

提出義務の消滅

- ① 上場が廃止された場合
- ② 店頭登録が取り消された場合

提出義務の中断

- ① 外形基準により有価証券報告書を提出した会社が、次のイ又はロに該当する場合(法24①ただし書、令3の6①)
 - イ 資本の額が5億円未満となったとき
 - ロ 当該事業年度の末日における株券等の所有者数が300名未満に減少したとき
- ② 有価証券届出書又は発行登録追補書類を提出した会社(上場会社及び店頭登録会社を除く。)が、次のイからハまでに該当するものとして金融庁長官の承認を受けた場合(法24①ただし書、令4②)
 - イ 清算中の会社
 - ロ 相当の期間営業を休止している会社
 - ハ 有価証券の所有者の数が著しく少数(直前事業年度末の有価証券の所有者数が25名未満)である会社

有価証券報告書の提出義務(会社更生法適用会社の事業年度の取扱い)

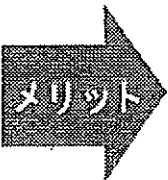
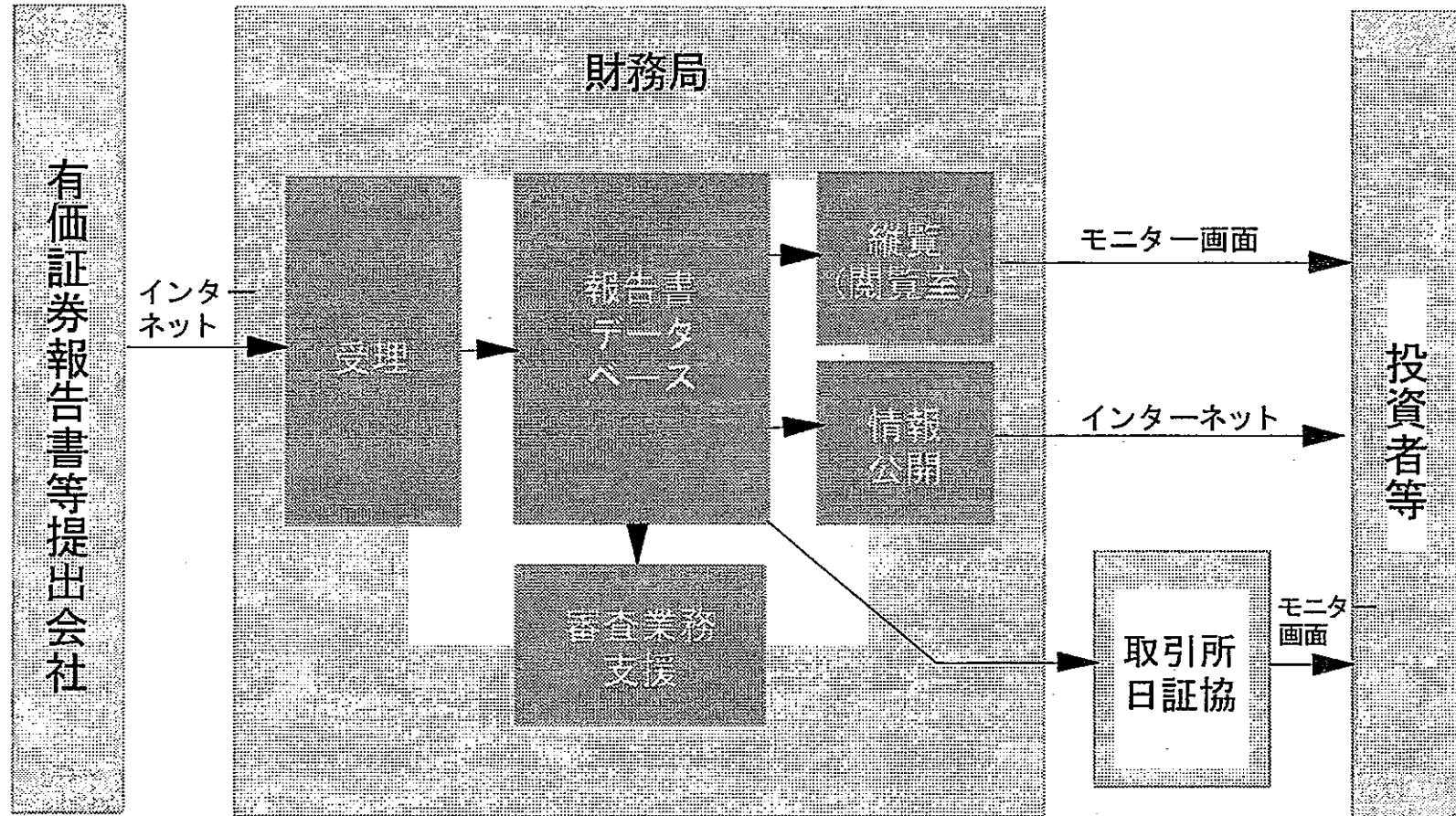
○ 企業内容等の開示に関する留意事項(開示ガイドライン)24-2

(会社更生法適用会社の事業年度の取扱い)

24-2 法第24条第1項第3号又は第4号に掲げる有価証券の発行者である会社が、会社更生法の適用を受けたときの事業年度の取扱いは、次によるものとする。

- ① 更生手続開始の決定があったときは、その日をもって事業年度終了の日とする。
- ② ①に続く事業年度終了の日は、計画認可の日又は更生手続終了の日(更生手続開始決定取消の日、更生計画不認可の日又は更生手続廃止の日をいう。)とする。
- ③ ②に続く事業年度の終了の日は、定款(更生計画による変更を含む。)に定める決算期日とする。

有価証券報告書等の電子化後の開示関連事務の流れ



事務負担軽減

受理、審査及び縦覧事務
の効率化

企業情報への容易・迅速な
アクセスの確保

＜電子開示手続等に係る E D I N E T 適用時期＞

	開 示 書 類 等	適 用 時 期						
		H13/6	H14/6	H15/6	H16/6	H17/6	H18/6	H19/6
電 子 開 示 手 続	[流通開示手続] ○有価証券報告書 ○半期報告書 ○臨時報告書 ○秘密事項の非縦覧申請 （上記書類に係るもの）	書面による提出	任 意			原 則 適 用		
	[上記以外の電子開示手続] ○有価証券届出書 ○発行登録書 ○発行登録追補書類 ○秘密事項の非縦覧申請 （上記書類に係るもの） ○発行登録取下届出書 ○自己株券買付状況報告書 ○公開買付届出書 ○意見表明報告書 ○公開買付報告書 ○公開買付撤回届出書	書面による提出	任 意			原 則 適 用		
任 意 電 子 開 示 手 続	○有価証券通知書 ○発行登録通知書 ○別途買付禁止の特例を受 けるための申出書	書面による提出	任 意					
	○大量保有報告書 ○変更報告書 ○基準日の届出書	書面による提出	この間で ← 政令で → 定める日		任 意			

(注) 「電子開示手続」は原則適用(平成16年5月31日までは任意適用)、「任意電子開示手続」は任意適用である。